



財政安定化基金拠出金 (算定政令12条)

財政安定化基金の財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担します。市町村が負担する財政安定化基金拠出金は、その標準給付費額等見込みに、国の標準拠出率をふまえて都道府県が条例で定める割合を乗じた額です。

標準拠出率は、全国レベルでの交付金・貸付金・償還額見込と標準給付費額等見込で定められ、第7期計画期間(平成30~32年度)は10万分の42です(平成12~14年度千分の5, 15~20年度千分の1, 21~23年度万分の4, 24~26年度10万分の37, 27~29年度10万分の39)。

市町村の介護給付費準備基金

市町村では、急激な給付費増等に対応できるよう、計画期間初年度の黒字等を介護給付費準備基金として積み立てています。これは、①剰余金の適切な管理のために設けられている、②各計画期間の保険料が不足する場合は財政安定化基金から貸付等をうけることができる、③被保険者は死亡・転居等により保険料を納めた市町村の被保険者でなくなる場合があるため、本来は基金が造成された期間の被保険者に還元されるべきものであり、最低限必要な額を除いて、基本的には次期計画期間に歳入として繰り入れるべきものです。

そのため、基金残高がある市町村は、できる限り取り崩して保険料軽減に活用します。